

北上市告示甲第154号

北上市物価高対応子育て応援手当給付金支給事業実施要綱を次のように定める。ただし、この告示は、令和8年8月1日限り、その効力を失う。

令和7年12月25日

北上市長 八重樫 浩文

北上市物価高対応子育て応援手当給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1 この告示は、物価高対応子育て応援手当支給要領（物価高対応子育て応援手当の支給について（令和7年12月16日付けこ成環第769号こども家庭庁成育局長通知）別紙）に基づき、北上市物価高対応子育て応援手当給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、物価高の影響の長期化による子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、こどもたちの健やかな成長を応援することを目的とする。

(支給対象児童)

第2 給付金の支給の対象となる児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下「支給対象児童」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童にあっては、10月分。以下「基準月分」という。）の児童手当（児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に規定する児童手当をいう。以下同じ。）に係る児童
- (2) 令和7年9月30日（以下「基準日」という。）の翌日から令和8年3月31日までの間に出生した児童（以下「出生児童」という。）

(支給対象者)

第3 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次のいずれかに規定する児童手当の受給者等とする。

- (1) 基準月分の児童手当の受給者であって、市長から基準月分に係る法第7条の規定による認定を受けたもの（法第17条の規定にする公務員にあっては、基準日に市内に住所又は所在地を有するもの）
- (2) 出生児童の父母等（法第4条第1項に規定する父母等をいう。）、出生児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）又は出生児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者であって、法第7条第1項又は第2項の規定による認定（第17条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の請求時に市内に住所又は所在地を有するもの

(以下「出生児童支給対象者」という。)

(3) 基準日時点で第1号に定める受給者の配偶者であって、基準日の翌日から令和8年3月31日までに離婚により新たに児童手当の受給者となり、かつ児童手当の認定請求時点において市内に住所を有するもの（離婚調停中その他これらに準ずる者を含む。以下「離婚等支給対象者」という。）。ただし、第1号に定める受給者から給付金を受け取っていた場合又は当該受給者が給付金に相当する額の金銭等を給付金の目的のために費消していた場合を除く。

2 第5第2項又は第9第1項の規定による支給決定までに、支給対象者が死亡した場合、支給対象者の配偶者が支給対象者からの暴力を理由に避難した場合、支給対象者が離婚等により支給対象児童を看護し、又は生計を同じくしなくなった場合その他市長が適当と認める場合は、前項の規定にかかわらず、第5第2項又は第9第1項の規定による支給決定をするときの児童手当の受給者等を、給付金の支給の対象とする。この場合において、支給対象者に給付金が既に支給されているときの支給の取扱いについては、市長が別に定める。

(給付金の額)

第4 給付金の額は、支給対象児童1人につき2万円とする。

(一般支給対象者に対する支給の申入れ等)

第5 市長は、一般支給対象者（第3第1項第1号に規定する支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員（同条の規定により読み替えて市長又はその委任を受けた者が児童手当の認定をした者を除く。）を除いた者をいう。以下同じ。）に給付金を支給しようとするときは、一般支給対象者に対して支給の申入れを行い、給付金の受給の意向を確認するものとする。

2 市長は、前項の申入れ後速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し給付金を支給するものとする。この場合において、支給対象者に給付金が既に支給されているときの支給の取扱いについては、市長が別に定める。ただし、市長が別に定める日までに受給を希望しない旨の申し出があった一般支給対象者については、この限りでない。

(一般支給対象者に対する支給の方法)

第6 一般支給対象者に対する支給は、基準月分の児童手当の支給に当たって指定していた口座に振り込む方法により行う。ただし、当該口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合等は、この限りでない。

(公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者に係る申請等)

第7 公務員支給対象者（第3第1項第1号に規定する支給対象者のうち、一般支給対象者を除いた者をいう。以下同じ。）、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者（以下「公務員支給対象者等」という。）は、給付金の支給を受けようとするときは、市長が別に定める物価高対応子育て応援手当申請書に公的身分証明書の写し

その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

- 2 公務員支給対象者に対して支給する給付金に係る前項の規定による申請をすることができる期間は、市長が別に定める。
- 3 出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者に対して支給する給付金に係る第1項の規定による申請の期限は、給付金の支給対象者となった日から3か月とする。

(公務員支給対象者等に対する支給の決定等)

第8 市長は、第7第1項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、適當と認めたときは給付金の支給を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により給付金の支給を決定したときは、当該決定をした日に申請者から請求があったものとみなして、給付金を支給するものとする。
- 3 公務員支給対象者等に対する給付金の支給は、申請者が指定した金融機関の口座に振り込む方法により行う。ただし、口座への振り込みが困難その他特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(給付金の支給等に関する周知)

第9 市長は、出生児童支給対象者にあっては出生児童に係る出生届の提出の際に、離婚等支給対象者にあっては支給対象児童に係る児童手当の申請があった際に、給付金の支給手続について周知するよう努めなければならない。

(支給の取扱い)

第10 一般支給対象者に対する給付金の支給決定後において、第6に規定する金融機関の口座の解約又は変更により、市が確認等に努めたにもかかわらず、支給対象者又は申請者の責に帰すべき事由により令和8年3月26日までに支給ができなかつたときは、給付金の受給を辞退したものとみなす。

- 2 公務員支給対象者等に対する給付金の支給決定後において、物価高対応子育て応援手当申請書の不備等により、市が確認等に努めたにもかかわらず、支給対象者又は申請者の責に帰すべき事由により令和8年7月31日までに支給ができなかつたときは、申請を取り下げたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第13 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。